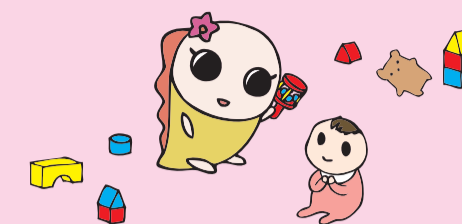


# 27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります



—問い合わせは、子育て支援課新制度準備担当へ。

24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、27年4月から、就学前の保育・教育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、全国の区市町村を実施主体として始まります。

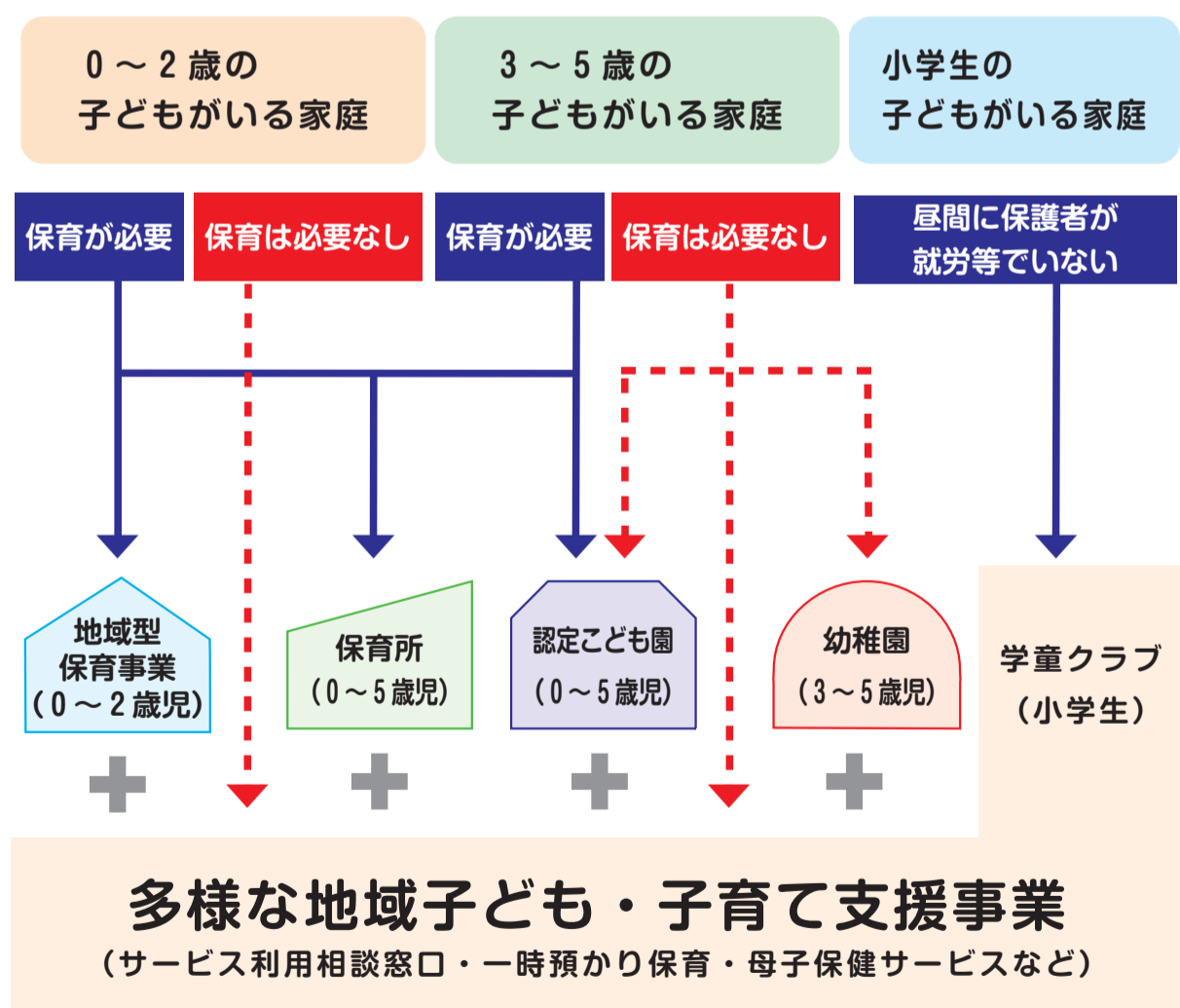
この新制度のあらましと、区の取り組みなどをお知らせします。

## 新制度の主なポイントは？

新制度の主なポイントは、次の3つです。

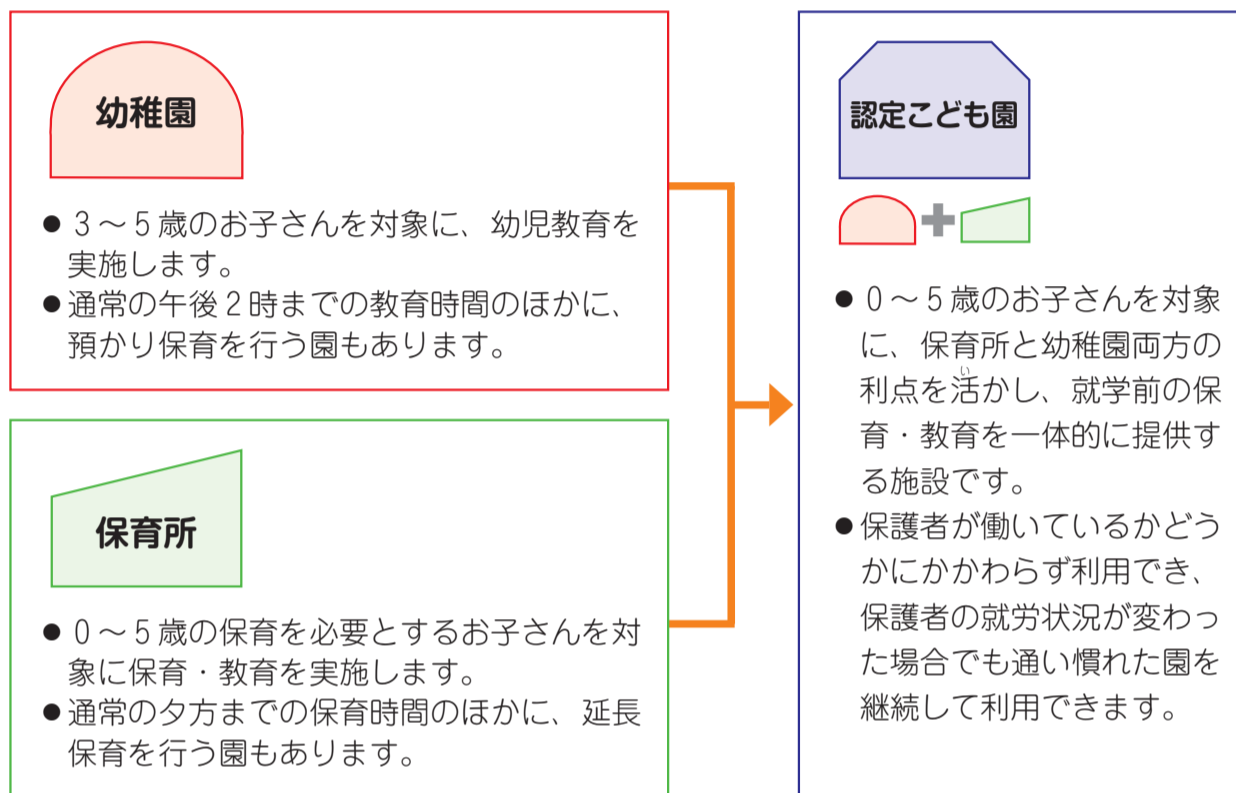
- ①質の高い就学前の保育・教育を提供するため、保育所と幼稚園の役割を併せ持つ「認定こども園」の普及を進めます。
- ②待機児童を解消するため、新たな地域型保育事業などにより保育の受け入れ人数を拡大します。
- ③すべての子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスの利用相談窓口や、一時預かり保育の場を整備するなど、多様な地域子ども・子育て支援事業を充実させます。

## 〈子育て支援サービスの提供イメージ〉



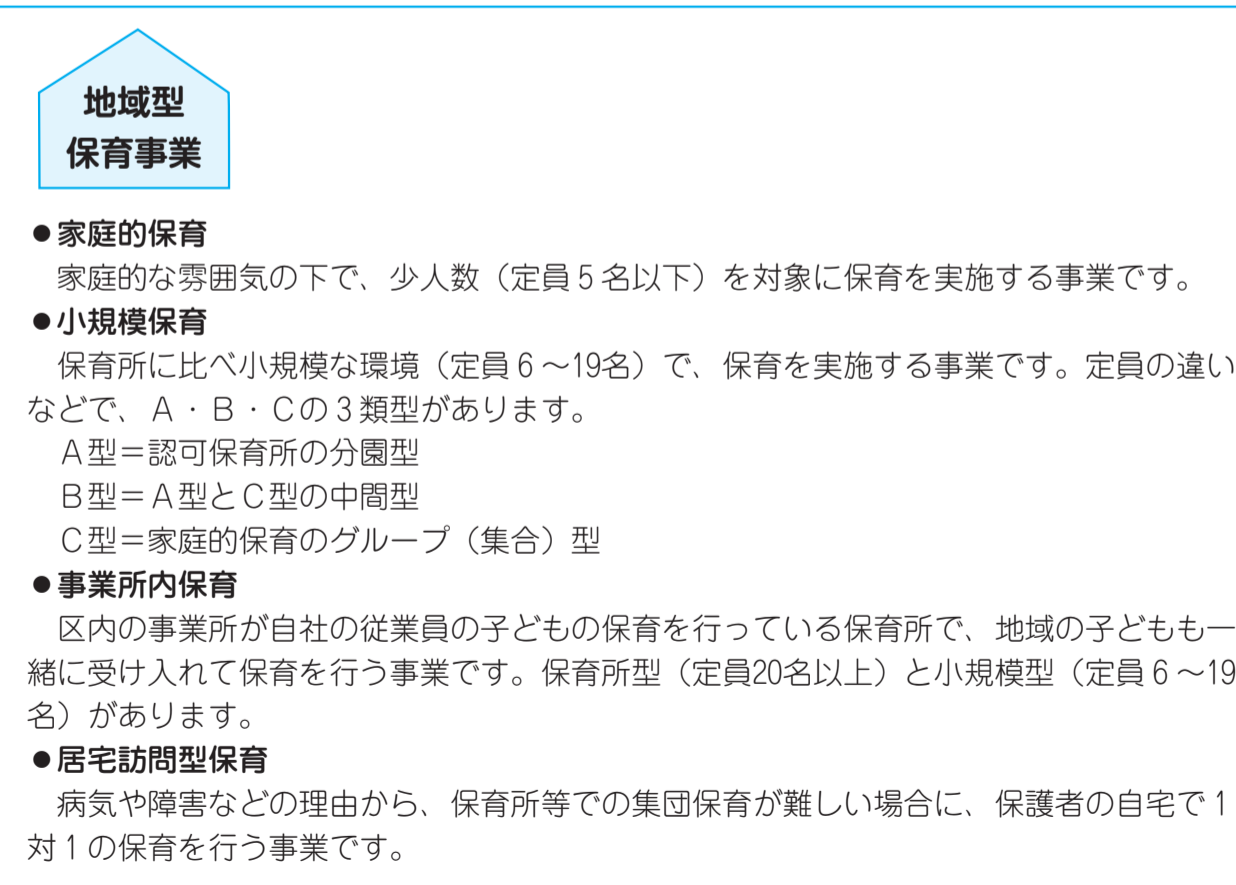
## 認定こども園とは？

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、保育・教育を一体的に実施する施設です。



## 地域型保育事業とは？

新制度に基づき新たに区が認可を行う保育事業で、主に待機児童の多い0～2歳児が対象となります。



◆区は、本年秋を目途に、区民等の意見提出手続きを経て、これらの事業に関する認可基準等を定めていきます。

## 保育所や幼稚園などの利用手続きは？

保育所や幼稚園などの利用手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありませんが、以下のとおり、区から保育・教育の必要性に応じた認定証の交付を受けることなどの変更点があります(既に保育所・幼稚園に在園している場合は基本的に当該施設を継続して利用できます)。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設など
1号認定	3～5歳の子ども	認定子ども園 幼稚園
2号認定	3～5歳で保護者の就労や疾病等で保育を必要とする子ども	認定子ども園 保育所
3号認定	0～2歳で保護者の就労や疾病等で保育を必要とする子ども	認定子ども園 保育所 地域型保育事業

- 2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間(1日11時間まで)」「保育短時間(1日8時間まで)」に区分されます。「保育標準時間」「保育短時間」では利用できる時間が異なります。
- 認定証を交付された保護者は、ニーズに合った施設等の利用申し込みをします。

◆具体的な利用申し込み手続きや利用者負担などについては、現在検討中であり、内容が決まり次第、改めてお知らせします。

## 区の取り組みは？

区では、制度の実施に向けて、以下のことに取り組んでいます。

- 子ども・子育て会議の設置・運営  
新制度に基づく子ども・子育て支援サービスの総合的かつ計画的な推進について調査審議する区長の附属機関として、「杉並区子ども・子育て会議」を設置・運営しています。会議の委員は、学識経験者、子育て中の保護者、保育所・幼稚園関係者、公募委員などで構成されています。

- 子ども・子育て支援事業計画の策定  
新制度では、区が子育て支援サービスのニーズ等を把握した上で、子育て支援のための事業の見込み量と確保策を盛り込んだ「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」を策定・推進することとしています。

区では、昨年12月に実施したニーズ調査結果等を参考に、今年度内の事業計画の策定・公表に向けて取り組めます。

- 各種基準の策定  
新制度における地域型保育事業の認可基準や施設・事業の運営基準、保育の必要性などの基準について、国が示す基準等を踏まえ、本年秋を目途に策定・公表していきます。

◆区では、今後も新制度の円滑な実施に向けた検討・準備を着実に進めるとともに、さまざまな機会を捉えて、区民・事業者の皆さんへの周知に努めていきます。